

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

一 政府は、独立行政法人日本学生支援機構への学資に係る貸与金の返還に関し、既に返還すべき期間にある場合を含め、その経済的負担を軽減するため、速やかに、返還の免除の対象及び返還の期限の猶予の対象の拡大その他必要な方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律附則第四条第一項関係)

二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

◎独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （検討）</p> <p>第四条 政府は、独立行政法人日本学生支援機構への学資に係る貸与金の返還に關し、既に返還すべき期間にある場合を含め、その経済的負担を軽減するため、速やかに、返還の免除の対象及び返還の期限の猶予の対象の拡大その他必要な方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p>	<p>附則 （検討）</p> <p>第四条</p> <p>政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p>